

志津小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月

佐倉市立志津小学校

1 はじめに

(1) 学校としての基本理念・姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが大切です。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取りまく大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめに対峙することが大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

(2) いじめ防止対策推進法の遵守

いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、家庭（保護者）、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりを推進します。

(3) いじめ問題への対応

正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第2条）

3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされない、適切な対策がなされないことが問題になります。「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすく、トラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、

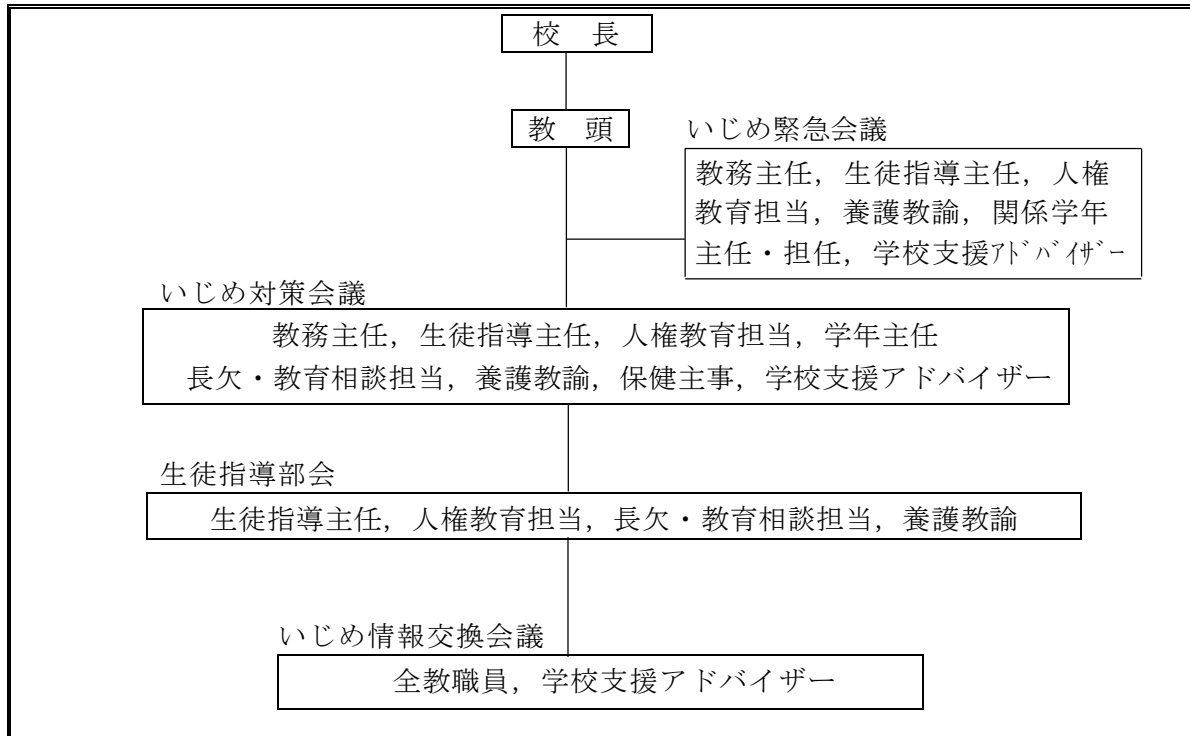
- こづいたりする行為を含む。)
- ・悪口（からかい，冷やかし，脅しなど，いやなことを言われるもの。)
 - ・強要（危険なことや，恥ずかしいことなどを，無理にさせられるもの。)
 - ・金品の要求等（お金や物を取られる，あるいは隠される，壊される行為。)
 - ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン，メールなどを使い，悪口を書かれたり，画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。)

4 いじめの視点

国の基本方針に基づき，いじめについて以下の①～④の視点を明確にします。

- ①いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものです
- ②いじめは，子供が時と場合により，被害者になったり，加害者になったりする経験をもつことが多く見られます
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，『暴力を伴ういじめ』とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序や閉塞性)，いわゆる『観衆』として，はやし立てたり面白がったりする存在や，『傍観者』的な存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です

5 学校いじめ対策の組織



①いじめ情報交換会議

○メンバー

全教職員（時に応じて学校支援アドバイザー）

- ・毎週1回（木曜日）
- ・いじめに関する情報や意見の交換

※情報については記録し，内容については個人情報に関わるので扱いには十分に気をつける

②いじめ対策会議

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，人権教育担当，学年主任，
長欠・教育相談担当，養護教諭，保健主事，学校支援アドバイザー

- ・各期に1回程度開催（年3回）
- ・学校いじめ対策の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し
- ・いじめの相談（学校支援アドバイザー含），通報窓口（教育相談担当者）
- ・学校いじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

③生徒指導部会議（日常的な担当者の会議）…しづっこ会議Bチーム

○メンバー

生徒指導主任，人権教育担当，長欠・教育相談担当，養護教諭

- ・1か月に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・来月の重点事項の確認等

※話し合われた内容は記録し，管理職へ報告，全職員に回覧する

④いじめ緊急会議

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，人権教育担当，養護教諭，
関係学年主任，関係学級担任，学校支援アドバイザー

- ・いじめ情報があった場合，迅速に招集
- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有

⑤学年会議

○メンバー

各学年学級担任

- ・1週間に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録

6 いじめの未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。教職員が一丸となって、すべての児童の長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教職員の受容的、共感的な態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教職員の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。学校全体で暴力や暴言を排除するようにします。

(1) 授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを絶対に許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にす指導の充実に努めます。

	<題材(資料)>	<価値>
・具体例	1年生…「こころはっぱ」	信頼友情
	2年生…「おれたものさし」	勇気
	3年生…「いただいたいのち」	生命尊重
	4年生…「ドッジボール」	勇気
	5年生…「くずれ落ちただんボール箱」	思いやり、親切
	6年生…「言葉のおくりもの」	信頼友情

○課外活動での人間関係作りに努めます。

- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを認識し、陸上練習・合唱練習を企画・実施します。

(3) 「私たちの道徳」の活用

○道徳の授業をはじめ、全教育課程で活用します。

○家庭でも使用します。

(4) 「いじめ防止啓発リーフレット」の活用

○道徳の授業で活用し、いじめの防止に関する意識啓発を図ります。

(5) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・具体例 1年生…「アサガオの栽培・地域探検」「校外学習」
- 2年生…「野菜の栽培」「町探検」「校外学習」
- 3年生…「福祉教育」「校外学習」

- 4年生…「福祉教育」「校外学習」
- 5年生…「自然教室（小見川少年自然の家）」「校外学習」
- 6年生…「修学旅行（鎌倉・河口湖方面）」「校外学習」

(6) 相談体制の整備

- 教育相談により，児童の悩みや変化に，早く気づく体制を整えます。
- ・学級担任が，教育相談アンケート（先生への手紙『わたしの今』）を基に，児童一人一人と個人面談を行います
- ・年間3回行います（6月，11月，1月）

〈アンケートの内容〉

- | | | | | |
|---|---------------------------|-----|-----------|----------|
| 1 | 学校は楽しいですか？ | 楽しい | どちらともいえない | あまり楽しくない |
| 2 | クラスは好きですか？ | 好き | どちらともいえない | きらい |
| 3 | 授業はわかりやすいですか？ | わかる | どちらともいえない | わからない |
| 4 | 好きな友達はいますか？ | いる | いない | |
| 5 | クラスの友達とうまく（なかよく）過ごせていますか？ | はい | いいえ | |
| 6 | 困っていることや悩んでいることがありますか？ | はい | いいえ | |
| 7 | 相談できる人がいますか？ | はい | いいえ | |
- 『はい』と答えた人に聞きます。
 相談できる人はだれですか？（何人でもOKです。）
- | | |
|------|---|
| 家族（ | ） |
| 友達（ | ） |
| 先生（ | ） |
| その他（ | ） |
- 8 困っていることがあったら書いてください。自分のことだけでなく友達のこと，学校の中だけでなく家のことなどでも，心配なことがあれば書いていいです。

○相談窓口の設置

（学校内）・校務分掌に相談窓口の担当（教育相談担当者）を置きます
 （TEL：043-487-0252）

・学校支援アドバイザー

（学校外）・「千葉県子どもと親のサポートセンター」（TEL：0120-415-446）

・「24時間子供SOSダイヤル」（TEL：0120-0-78310）

・「子どもの人権110番」（TEL：0120-007-110）

○教育相談箱の設置（保健室前，担当…養護教諭），活用

- ・児童が希望したときには，いつでも面談ができる体制を整えます
- ・保護者の相談にも対応します

(7) 日常的な児童観察

- 休み時間等，授業時間外の児童の人間関係を観察し，いじめの早期発見に取り組めます。

(8) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートを毎月行います。
- アンケートをもとに，児童一人ひとりと個人面談を行います。

〈アンケートの内容〉		
○このごろ，友達からいやなことをされたり言われたりすることがありますか。	ない	ある
		どんなことですか
○このごろ，教室で「一人ぼっちでさみしいな」と思うことはありますか。		
	ない	ある
○このごろ，先生に相談したいと思うことはありますか。		
	ない	ある
○このごろ，友達のことでも気になることがありますか。	ない	ある
		どんなことですか

- ・結果の集計や分析には学年を中心に，複数の教職員にあたります

(9) 児童会を中心とした取り組み

- 児童会活動を通して，いじめ防止を訴え，解決が図れるような，自治的な活動に取り組ませます。
- ・いじめゼロ宣言（「はなす勇気」をもつ）
- ・代表委員会等での話し合い
- ・児童集会の実施

(10) 「いのちを大切に作るキャンペーン」の取り組み

- 学級活動での話し合い活動
- 年2回（前期と後期），児童一人一人による標語の作成と掲示，校内放送（給食時）等での紹介

(11) 豊かな人間関係づくり実践プログラム

- ピア・サポート（仲間・支援）
- ・授業等を通じて，コミュニケーション能力を育成

<主な学習内容>

- | | | |
|------------|----------|------------------|
| ○あいさつの仕方 | ○人の話の聞き方 | ○自分の気持ちの話し方 |
| ○人の気持ちに気づく | ○思いやり | ○人間関係における問題解決の仕方 |

(12) 人権週間の取り組み

- 外部人材の活用
- ミニ集会

- (13) インターネットを通じて行われるいじめ対策
- 情報機器の持つ危険性や、その使い方を知らせます。
 - ・保護者にも協力を依頼し、互いに連携しながら指導にあたります
 - ・外部から講師を招き、情報モラル教室を実施
 - ・全教育活動を通じて情報教育を行います
 - ・悪質な内容を含む場合は、警察等関係機関に相談します
- (14) 保護者への啓発活動
- 年間を通じて、いじめ問題に対する学校の認識や、指導方針を周知し、協力と情報提供を依頼します。
 - ・学校便りやホームページ、学年便り等を通して啓発活動を行います
 - ・保護者会やミニ集会等を通して、啓発活動を行います
 - ・家庭教育学級を通して、啓発活動を行います
 - ・学校支援アドバイザーについて紹介します
 - ・「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

7 いじめを発見したときの早期対応策

いじめを発見した場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応します。

(1) 事実の確認

- いじめの情報を確認したら、いじめ緊急会議を招集し、複数の教職員で組織的に対応します。
 - ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します
 - ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）
 - ・確認したことをもとに、事実を確定します
- 指導方針を決定します。
 - ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、具体的な対応策を迅速に検討します（いじめ緊急会議）
 - ・全教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

- 事実関係を確実に伝えます。（電話連絡、家庭訪問等）
 - ・事実確認で把握した状況を、保護者にていねいに説明します
 - ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します
 - ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたります
- いかなる理由があっても、いじめられた児童を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。
 - ・「いじめは絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します
 - ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童

の安全を確保します

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります

（3）いじめを行った児童への指導

- 行った行為については，毅然とした指導をします。
 - ・行った行為を振り返らせ，問題点を理解させます
 - ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます
 - ・児童間，保護者間で謝罪の場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今後の良い人間関係の構築につながる支援をします
 - ・自分を省みなかったり，繰り返し行ったりする場合は，出席停止や警察等との連携による措置も含め，毅然とした対応をします
- いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。
 - ・状況に応じて，カウンセラーなど，専門家を活用して指導にあたります
 - ・被害児童の辛さに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせます
 - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます
 - ・いじめに至った心情や，グループ内での立場などを振り返らせながら，今後の行動の仕方について考えさせます
- よい面を伸ばし，自己肯定感がもてるように支援していきます。
 - ・いじめた児童生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達を促します
 - ・自分の課題とすべき点について反省させるとともに，よい点にも目を向けさせ，それを認め，伸ばすための支援を行います

（4）いじめを行った児童の保護者への助言

- 問題解決に向けて，協力を依頼します。
 - ・事実関係の確認後，迅速に保護者に連絡します
 - ・加害児童と同席で，事実関係の確認を行います
 - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を行います
- 自分の問題として向き合えない場合には，毅然とした態度で接します。
 - ・必要に応じて，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察等との連携による措置も含め，毅然とした対応をすることを伝えます

（5）いじめの「観衆」「傍観者」への指導

- 「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも，適切な指導をします。

（6）継続的な見守り，指導，助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず，支援を継続します。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い，変容に対する情報を伝え，継続的に支援します（被害者，加害者とも）

- ・被害児童には、教職員が毎日声をかけて、小さな変化も見逃さない配慮を継続します

(7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。
- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します

(8) 児童や保護者からの申し立てへの対応

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして迅速に報告・調査等に当たります。

8 重大事態への対処

- 重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることです。
- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・長期欠席をしている場合
- いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします

(1) 事実関係を明確にするための調査

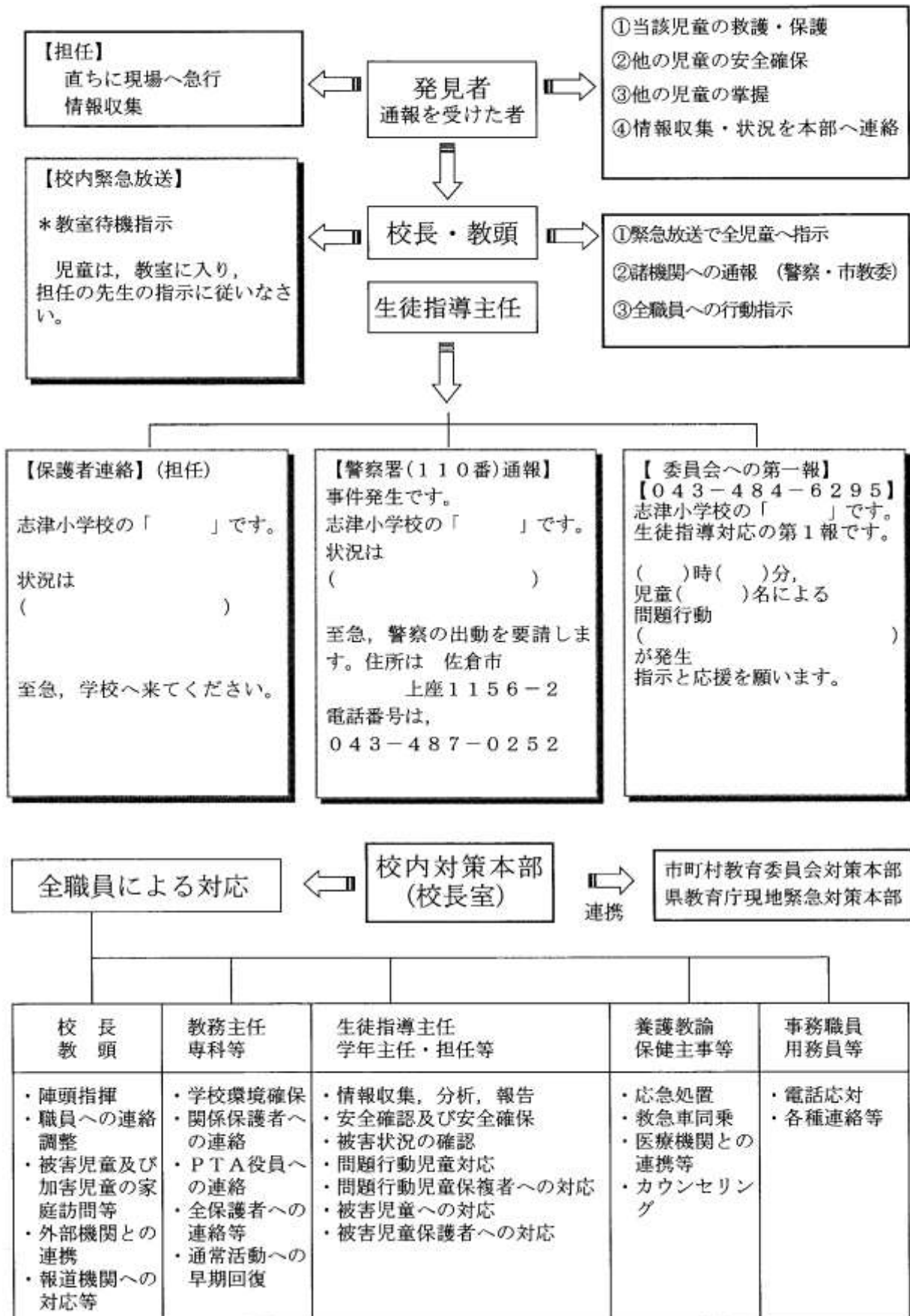
- 調査は「いじめ緊急会議」のメンバーで行います。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会・警察等に報告します。
- ・「学校」→「指導課」→「教育長」→「市長」
- ・一報後、改めて文書にて報告します
- ①認知に係る報告書 ②調査結果に係る報告書 ③事案により事故報告書
- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、明確にします。（客観的な事実関係の速やかな調査）

(2) 児童・保護者への情報の提供

- 調査の結果については、丁寧に説明します。
- 事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

9 緊急時対応

生徒指導緊急時対応



10 年間計画

	学校行事	いじめ防止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・授業参観 保護者会 ・学区地区訪問 ・「いじめ防止啓発リーフレット」配付・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間，学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解 ・保護者への「いじめ防止対策についての説明」…保護者会 ・月末定期アンケート・児童面談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 ・研修 ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会を通した異学年間の人間関係づくり ・職員研修 ・運動会を通した異学年間の人間関係づくり ・月末定期アンケート・児童面談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・授業参観 ・音楽集会① ・4年校外学習 ・5年自然教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談（児童面談） ・情報モラル教室 ・「いのちを大切にするキャンペーン」の標語作成と掲示及び全校への紹介 ・話し合い活動（各学級） ・4年生校外学習を通した人間関係づくり ・5年生自然教室を通した人間関係づくり ・音楽集会を通した異学年間の人間関係づくり ・月末定期アンケート・児童面談
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議（進行状況の確認） ・月末定期アンケート・児童面談
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 ・佐倉市いじめ防止子どもサミット （代表児童参加）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・6年 社会科見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市いじめ防止子どもサミット報告 ・6年生社会科見学を通した人間関係づくり ・月末定期アンケート・児童面談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 校外学習 ・2年 校外学習 ・4年 校外学習 ・6年 修学旅行 ・5年 社会科見学 ・音楽集会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・1，2，4年生校外学習を通した人間関係づくり ・6年生修学旅行を通した人間関係づくり ・5年生社会科見学を通した人間関係づくり ・「いのちを大切にするキャンペーン」の標語作成と掲示及び全校への紹介 ・音楽集会を通した異学年間の人間関係づくり ・月末定期アンケート・児童面談
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 校外学習 ・教育ミニ集会 ・授業参観（道徳） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生校外学習を通した人間関係づくり ・定期教育相談（児童面談） ・特別活動での情報教育 ・月末定期アンケート・児童面談

12月	・人権週間 ・個人面談（希望）	・いじめ対策会議（進行状況の確認） ・月末定期アンケート・児童面談
1月	・6年 校外学習 ・教育相談	・6年生校外学習を通じた人間関係づくり ・定期教育相談（児童面談） ・月末定期アンケート・児童面談
2月	・授業参観 ・保護者会 ・6年生ありがとうの会	・6年生ありがとうの会を通じた異学年間の人間関係づくり ・月末定期アンケート・児童面談
3月	・卒業式	・いじめ対策会議（評価） ・いじめに関する調査・分析・見直し ・引き継ぎ情報の整理，作成 ・月末定期アンケート・児童面談

11 その他

- (1) 年度末に，いじめ防止推進の取り組みについて評価を行う。
- (2) この基本方針は，年度ごとに反省を生かし見直し改善していくこととする。
- (3) この基本方針は，学校ホームページにて公表する。

平成26年1月30日

平成27年4月1日 改訂

平成28年4月1日 改訂

平成28年8月25日 改訂

平成29年4月1日 改訂

平成30年4月1日 改訂